平成２１年（フ）第３０３号
埼玉県入間郡越生町大字大満479番地３
破産者　縄　　勝年
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３９号
埼玉県日高市大字上鹿山301番地12　リリーヴィレッジⅡ302
破産者　高橋　紀傑
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６号
千葉県君津市南子安６丁目18番41号　１―503
破産者　高橋　勝博
１　決定年月日　平成21年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４４２号
札幌市中央区南２条東５丁目１番地１　パークヒルズ中央25―905号
破産者　宇佐美悦子
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６３９号
埼玉県坂戸市大字横沼119番地２
破産者　伴田　隆一
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４４号
埼玉県所沢市大字本郷686番地の２
破産者　木下　純夫
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第９５９号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目41番19号、開始決定時の住所横浜市磯子区下町４番30号
破産者　浅川　勝雄
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３５４号
神奈川県中郡二宮町中里２丁目17番５号
破産者　八田　厚子
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目26番10号
破産者　小林　俊介
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１７２号
神奈川県鎌倉市手広１丁目６番13―511号
破産者　小林　敏男
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１０９号
長野県上田市別所温泉1860番地１　県住Ｄ―101号
破産者　山田　昭次
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第４６４号
静岡県熱海市西熱海町１丁目15番１号　Ａ―506
破産者　平林　　豊
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３５９１号
名古屋市西区浄心１丁目１番６―701号　シティ・ファミリー浄心、開始決定時の住所名古屋市西区浄心１丁目１番６号　シティ・ファミリー浄心710号
破産者　佐藤　紳滋
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２９号
名古屋市名東区社台３丁目260番地　ＣＡＳＡ　ＮＯＡＨ名東501号
破産者　澤田　芳枝
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７３号
名古屋市千種区千代が丘１番107―906号　千代が丘団地
破産者　若林　三夫
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１７８５号
兵庫県三田市相生町１番21号
破産者　輝　　次男
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３―25―１松家ビル302号、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町今福251番地の６
破産者　原田　光一
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０４号
奈良市大宮町４丁目252番地の６
破産者　佐伯　嘉一
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７３号
奈良市富雄泉ヶ丘９番12号
破産者　木下　雅夫
１　決定年月日　平成21年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所